

設工認申請（安全設計）とPP（核セキュリティ）、SG（保障措置）の  
設計方針等の説明方法について

はじめに

現在申請している設工認申請（安全設計）、PP（核セキュリティ）の相互の関連性やSG（保障措置）設備への影響について、今後、審査を進めるにあたり、事業者から行う設計方針等の説明方法を以下のとおり進めたい。

1. PP（核セキュリティ）

設計方針等の説明方法

①扉の交換

従前設置していた扉は、PP関係の要求事項を満足したものであり、今回交換する扉については、竜巻による飛来物に対する防護機能を考慮し、厚みのあるものであり、設計要件としては、設工認申請（安全設計）での確認（共通12等の資料）で行い、要件を満足していることを確認したのち、PP（核セキュリティ）側の確認を受ける。

（設計要件）

<PP上の考慮>

- 従前PP規定で認可を受けていることに影響のないこと

<設工認（安全設計）要件>

- 扉の仕様（材質、厚さ）⇒設計飛来物の建屋内への侵入を防止するための防護機能（設計飛来物の貫通を防止）

（説明方法）

- 設工認（安全設計）において交換する扉の仕様に対して構造設計、解析・評価としての説明（共通12等の資料）を行う。
- 上記の結果をもとにPP（核セキュリティ）での確認を受ける。

②壁における一部の位置および高さの変更

壁の位置の変更については、設工認申請（安全設計）での新設する冷却塔の位置と壁の高さで決まる。

高さについては、設工認申請（安全設計）での防護ネットを含めた構造設計及び位置関係を踏まえて決める必要があるものの、PP（核セキュリティ）側で確認が必要である。

そのため、設工認申請（安全設計）での事実確認（共通12等の資料）を実施し、それを踏まえてPP側での要件を満足していることの確認を受け、さらにその結果を踏まえて、設工認申

請（安全設計）での波及影響の前提条件の設定を行うとともに評価結果の確認を受ける。

（設計要件）

<PP 上の考慮>

- 守るべき設備の防護

<設工認（安全設計）要件>

- 壁と波及的影響を考慮すべき施設の距離⇒波及的影響を考慮すべき施設（安全冷却水冷却塔）に対して波及的影響を与えないことの設計

（説明方法）

⇒守るべき設備と壁の設定の考え方について、PP（核セキュリティ）で説明を行う。

⇒上記を前提として、壁と波及的影響を考慮すべき施設の距離（波及的影響を与えないことの設計）について、設工認（安全設計）で説明を行う。

### ③周辺防護区域の拡張

周辺防護区域の拡張については、設工認申請（安全設計）での重大事故への対処に係るアクセスルート等の確認及び PP（核セキュリティ）設備が悪影響を及ぼすことがないことの確認を受ける。その結果を踏まえて、PP（核セキュリティ）側の要求事項の確認を受ける。

⇒拡張する周辺防護区域に対して安全設計への影響評価を行った結果に対して、設工認申請（安全設計）と PP（核セキュリティ）としての確認を受ける。

## 2. SG（保障措置）

MOX 燃料加工施設における設工認の申請対象設備に係る SG（保障措置）設備については、設工認申請（安全設計）の要求事項と SG(保障措置)側の要求事項の相互影響を確認する必要がある。

（説明方法）

⇒以下の点を整理し、設工認（安全設計）に係る事項として説明を行うことにより、相互影響により各々の機能等に影響を及ぼしていないことの確認を受ける。

- ✓ 第 2 回申請の申請対象設備に係る SG（保障措置）設備を、配置情報等をもとに網羅的に抽出
- ✓ 技術基準規則の条文ごとに設計上の考慮の必要性の要否を明確にし、設計上の考慮が必要な条文に対して設計上の考慮事項を整理
- ✓ 設計上の考慮事項を踏まえ、第 2 回申請対象設備及びそれに係る SG 設備に対して具体的な設計方針を整理

以 上